

公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

2 従たる事務所（支部事務所）は施行規則に定める地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公正かつ自由な宅地建物取引にかかる経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業、地域社会の健全な発展を目的とする事業及び一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業を行い、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに、宅地建物取引業及び地域社会の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 宅地建物取引業の適正な取引を推進し、消費者保護を図るための、宅地建物取引業者に対する指導及び研修、その他人材育成並びに法令情報提供に関する事業
- (2) 宅地建物取引業法その他宅地建物取引に関する法令等及びこれらの実務の普及啓発及び研究並びに政策提言に関する事業
- (3) 宅地建物取引業の適正な取引を推進し、消費者保護を図るための、相

談事業及び自主規制等に関する事業

- (4) 不動産流通の円滑化推進に関する事業及び不動産市場価格の適正化に関する情報提供並びに不動産流通情報システムに関する事業
- (5) 青少年等健全な育成、地域の環境保全維持、社会福祉の増進等を目的とする事業並びにその他地域社会等の貢献に関する事業
- (6) 関係行政機関より委託された事業
- (7) 関係行政機関及び関係諸団体との連絡協調に関する事業
- (8) 会員の相互扶助及び福利厚生に関する事業
- (9) 前各号に掲げる事業に関する出版物の刊行及び配布
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福岡県において行うものとする。

第3章 会員等

(種別)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 福岡県内に事務所を有し、宅地建物取引業法により免許を受けた者で、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦にもとづき、総会の承認を受けて本会に入会した者
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する者で、理事会の推薦にもとづき、総会の承認を受けて本会に入会した者

(社員)

第6条 本会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員は、選出する年の1月1日時点における正会員の中から支部ごとに所属正会員25名に1名の割合をもって選出される者（以下「代議員」という。）をもって社員とする。この場合において25名に満たない端数は四捨五入するものとする。

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議

員選挙に立候補することができる。

- 4 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第3項の代議員選挙は、2年に1度、4月末日までに実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後の4月末日までとする。ただし、代議員が法人法に規定する社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。）。
- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の代議員）につき2名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 8 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
 - (1) 定款の閲覧等に関する権利
 - (2) 社員名簿の閲覧等に関する権利
 - (3) 社員総会の議事録の閲覧等に関する権利
 - (4) 社員の代理権証明書等の閲覧等に関する権利
 - (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等に関する権利
 - (6) 計算書類等の閲覧等に関する権利
 - (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等に関する権利
 - (8) 合併契約等の閲覧等に関する権利

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本会の経費として、社員総会において定める額の会費及び理事会で定める額の入会金を施行規則にもとづいて納入しなければならない。

(入会)

第8条 本会に入会しようとするものは、施行規則で定めるところにより、入会申込書を会長に提出し本会の承認を得なければならない。

(任意退会)

第9条 本会の会員は、施行規則で定めるところにより、その旨を会長に届け出て、退会することができる。

(懲罰)

第10条 本会は、本会の規律を堅持するため、会員が次の各号の一に該当するときは、会長は、あらかじめ、綱紀委員会に諮問し、その答申をうけ、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の議決により除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会長は、除名以外の懲罰を付すときは、あらかじめ、綱紀委員会に諮問し、その答申をうけ、理事会の承認を得て、当該処分の実行を行うものとする。

3 会長は、前2項の規定により除名処分その他の懲罰を決定したときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、次期総会においてこれを報告しなければならない。この場合において、会長は、特に必要があると認めるときは、理事会の承認を得て本会が刊行する機関紙等にその旨を掲載することができるものとする。

(表彰)

第11条 本会は、本会に功労のあった者を表彰することができる。

2 会長は、本会に功労のあった者を表彰しようとするときは、あらかじめ、綱紀委員会に諮問し、その答申を受け、理事会の承認を得なければならない。

(綱紀委員会)

第12条 綱紀委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に施行規則で定める。

(会員資格の喪失)

第13条 第9条及び第10条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費の支払義務を納期の翌日から1年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 死亡（法人にあっては解散）したとき

第4章 組織

(支部)

第14条 本会は、組織全体の事業及び運営を円滑にするため、支部を置く。

2 支部の組織及び運営について必要な事項は、別に施行規則で定める。

(常務理事会及び専門委員会等)

第15条 本会の業務活動を円滑にするために常務理事会及び専門委員会を置き、特別委員会は必要に応じて置くことができる。

2 常務理事会及び専門委員会、特別委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に施行規則で定める。

第5章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会は、代議員をもって構成する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回、5月末日までに開催する。
- 3 臨時社員総会は、必要がある場合には、随時、開催する。

(招集)

第19条 社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、会長は社員総会の日々の1週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、当該総会において出席社員のなかから選出する。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社

員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(委任)

第23条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上は前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 35名以上40名以内
 - (2) 監事 5名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名以上4名以内を副会長、1名を専務理事、7名以内を常務理事とする。
 - 3 前項の会長及び副会長をもって代表理事とし、専務理事、常務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、役員選任規約にもとづき、社員総会の決議によって選任する。ただし、監事のうち1名は正会員以外の者（以下「員外監事」という。）の中から選任する。

- 2 会長は、役員選任規約にもとづき、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事は、役員選任規約にもとづき、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長・副会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 常務理事は、会長・副会長・専務理事を補佐し、業務を執行する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その他法令で定めた職務を行い、権限を行使する。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、施行規則に定めるところに従い、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、議決権を有する総社員3分の2以上の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 役員に対しては、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 報酬に関するその他必要な事項は、総会の決議により別に定める。
- 4 前項の細則については、理事会の決議により別に定める。

(役員等の責任軽減)

第32条 本会は、法人法の規定により、その任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法人法に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、法人法の規定により、その任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、非業務執行理事等との間で損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行監督
- (3) 会長の選定及び解職
- (4) 副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (5) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、会長は開催日の5日前までに、理事及び監事に対して必要事項を記載した書面又は電磁的記録をもって通知する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

4 理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長若しくは会長の指名するものとする。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることができる理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長・副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び支部事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間また支部事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び支部事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重

要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、電子公告の方法にて行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第48条 本会に、本会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 前3項に定めるもののほか、事務局に関する事項は会長が別に定める。

第12章 雑則

(施行規則及び諸規定)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の

末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 本会の最初の会長は、北里厚とし、業務執行理事として森政喜（副会長）、山本瑛（副会長）、執行龍美（副会長）、森山善博（副会長兼専務理事）、三好孝一（常務理事）、城戸隆（常務理事）、野田雅巳（常務理事）、柴山利博（常務理事）、中本治彦（常務理事）、明石善雄（常務理事）とする。
- 4 本会の理事及び監事は、平成24年度の役員改選により新たな理事及び監事が選任されるまでの間、現行（移行認定前の特例民法法人）の理事及び監事を公益社団法人の役員とする。
- 5 この定款は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この定款は平成24年5月21日から施行する。

附 則

この定款は平成27年5月27日から施行する。

附 則

この定款は平成28年5月23日から施行する。

附 則

この定款は平成29年5月26日から施行する。